

期間業務職員の募集について

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付では、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームの期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員 ※非正規雇用

2. 業務内容

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付は、原子力防災体制の充実・強化を目的としており、国及び地方自治体の原子力防災体制の充実・強化並びに原子力防災訓練の実施等の業務を行っております。

その中で原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームでは、福島第一原子力発電所の事故によって被害を受けられた方に対する支援業務を行っております。

3. 職務内容

一般事務（旅費手続き、資料配付、電話対応、消耗品の補充、郵便・新聞・給湯等当番業務、その他職員の事務補助業務）

※なお、SEABIS（シービス：官公庁の旅費手続等を行う共通システム）の使用経験がある方を歓迎します。また、組織の業務の都合、本人の適性等を鑑み、部局内の範囲で担当業務等を決定・変更する場合があります。

4. 募集人数

1名

5. 募集対象

- (1) 明るく、積極的に業務に取り組む意欲のある方
- (2) パソコンの基本操作ができる方（Word、Excel、PowerPoint、電子メール等）
- (3) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- 日本国籍を有しない者
- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和7年4月1日

(2) 雇用期間

採用日から令和8年3月31日（採用後、1箇月間は条件付採用期間）

※勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、再採用されることもありますが、勤務成績の状況等によっては、再採用時に公募を経る場合があります。

7. 給与

- (1) 日給 10,490円～13,330円（学歴、職歴等によって決定）
※上記の金額は、法律の施行及び改正等に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。
- (2) 支払日
原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）
- (3) 諸手当
通勤手当（原則として、1箇月当たりの上限を15万円とする6箇月定期券分を実費支給とし、自家用車による通勤は不可）
住居手当（支給条件に該当する場合） 1箇月の上限28,000円
- (4) 超過勤務手当
実績に応じて支給
- (5) 賞与
一定の条件を満たした場合は支給（年2回（6月及び12月））

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合は、国家公務員退職手当法に基づく退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入。
※ただし、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当が支給されることになった場合は、雇用保険が適用除外となります。
また、再採用によって一定の条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

11. 勤務条件

- (1) 勤務時間
原則として、土、日、休日を除く午前9時00分～午後5時45分（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）
ただし、必要に応じて時差通勤やテレワークになる場合があり、また、超過勤務が発生する場合があります。
- (2) 休暇
採用から6箇月経過後に、年次休暇として10日付与
なお、再採用時に繰越可能。
夏季特別休暇3日間（7月～9月の間に取得可能。）

12. 勤務地

内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム
東京都千代田区霞が関1-3-1（経済産業省別館内）



1 3. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書（市販の用紙で可、顔写真（6箇月以内に撮影したもの）貼付、メールアドレス記載必須）

職務経歴書（様式任意）

(2) 提出方法

郵送（持参不可）

(3) 提出先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館 439号室

内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 池崎 宛て

※封筒の表面に朱書きで「期間業務職員（支援チーム）応募」と記載してください。

(4) 提出期限

令和7年2月7日（金）（必着）

1 4. 選考方法

一次選考 書類審査

二次選考 面接

書類審査（一次選考）の結果、面接（二次選考）を実施する場合は、対象者に対してあらためて、二次選考の日時、場所等を御連絡させていただきます。

※応募書類は原則として返却いたしませんので、御了承ください（書類は選考だけに使用し、不採用者の書類については、責任をもって破棄いたします）。不採用時に応募書類の返却を強く希望する方は、宛先を明記し必要な郵送料金分（特定記録、書留等の場合はその料金も含む）の切手等を貼付した返信用封筒等が同封されている場合に限り、返却希望に応じます。

※採用となった場合は、マイナンバーカードを身分証として使用するため、未取得の場合は、採用決定後、速やかに取得手続きを行っていただく必要があります。

1 5. 問合せ先

内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 池崎

電話 03-3501-6095